

令和4年5月4日

株主各位

第17回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

① 会社の新株予約権等に関する事項	1頁
② 業務の適正を確保するための体制	3頁
③ 連結株主資本等変動計算書	11頁
④ 連結注記表	12頁
⑤ 株主資本等変動計算書	27頁
⑥ 個別注記表	28頁

上記の事項につきましては、法令及び当社定款の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.7andi.com/ir/stocks/general.html>）に掲載することにより、株主の皆様に提供しております。

株式会社セブン＆アイ・ホールディングス

会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要等（令和4年2月28日現在）

新株予約権の名称		第15回新株予約権	第17回新株予約権
発行決議日		平成27年7月7日	平成28年7月7日
新株予約権の数		281個※1	165個※1
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 28,100株※1 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 16,500株※1 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権1個当たり 533,000円	新株予約権1個当たり 361,300円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 100円 (1株当たり 1円)	新株予約権1個当たり 100円 (1株当たり 1円)
権利行使期間		平成28年2月29日から 令和17年8月5日まで	平成29年2月28日から 令和18年8月3日まで
行使の条件		※2	※2
役員の取締役 保有状況	役員の取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 30個 目的となる株式の種類と数 普通株式 3,000株 保有者数 1名	新株予約権の数 30個 目的となる株式の種類と数 普通株式 3,000株 保有者数 1名
新株予約権の名称		第19回新株予約権	第21回新株予約権
発行決議日		平成29年7月6日	平成30年7月5日
新株予約権の数		161個※1	182個※1
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 16,100株※1 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 18,200株※1 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権1個当たり 369,800円	新株予約権1個当たり 380,600円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 100円 (1株当たり 1円)	新株予約権1個当たり 100円 (1株当たり 1円)
権利行使期間		平成30年2月28日から 令和19年8月4日まで	平成31年2月28日から 令和20年8月3日まで
行使の条件		※2	※2
役員の取締役 保有状況	役員の取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 30個 目的となる株式の種類と数 普通株式 3,000株 保有者数 1名	新株予約権の数 30個 目的となる株式の種類と数 普通株式 3,000株 保有者数 1名

(注) ※ 1. 当社取締役に交付された時点における総数を記載しております。

※ 2. 行使の条件は以下のとおりです。

- (1) 新株予約権者は、当社の取締役、執行役員及び当社子会社の取締役、執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権行使することができるものとする。
 - (2) 新株予約権者は、上記(1)の規定にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当該承認日の翌日から30日間に限り、新株予約権行使できるものとする。
 - (3) 新株予約権者は、上記(1)の規定にかかわらず、新株予約権者が当社の子会社の取締役又は執行役員であった場合で、当該会社が当社の子会社ではなくなりたった場合（組織再編行為や株式譲渡による場合を含むがこれに限らない）は、当該会社が当社の子会社ではなくなりたった日の翌日から30日間に限り、新株予約権行使できるものとする。
 - (4) 新株予約権者は、割り当てられた新株予約権の割当個数の全部を一括して行使するものとする。
 - (5) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記(6)の契約に定めるところによる。
 - (6) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の内容の概要等
該当事項はありません。

業務の適正を確保するための体制

1. 企業理念

当社は、「社是」を次のとおり定めております。社是は、当社グループの経営理念を包括的に象徴する普遍的なものであり、グループ経営の根幹として、最も大切にしております。

「社是」

私たちは、お客様に信頼される、誠実な企業でありたい。

私たちは、取引先、株主、地域社会に信頼される、誠実な企業でありたい。

私たちは、社員に信頼される、誠実な企業でありたい。

2. コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、コーポレートガバナンスとは、社是に基づき、お客様、お取引先・加盟店、株主・投資家、地域社会そして社員等のステークホルダーの皆様からの信頼を確保し、末永くご愛顧いただくために、誠実な経営体制を構築・維持し、財務・非財務（E S G）両面での中長期的なグループ企業価値を継続的に高めることにより、持続的に成長するための仕組みと考えております。

当社は、持株会社として、コーポレートガバナンスの強化とグループ企業価値の最大化を使命としており、事業会社へのサポートと監督、最適な資源配分等を通じて、この使命の達成に真摯に取り組んでまいります。

3. 取締役会における決議内容

当社は、会社法に定める「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」について、次のとおり決議しております。

(1) 当社および子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

① 当社および当社グループ各社は、「社是」および「企業行動指針」等において、信頼される誠実な企業であり続けるために、経営倫理を尊重した企業行動に徹し、法令・ルール、社会的規範を遵守し、社会から求められる企業の社会的責任を果たすことを宣言し、これに基づき、当社C S R 統括委員会を中心とする体制を構築・整備・運用し、内部通報制度の運用、公正取引の推進および企業行動指針・各社ガイドラインの周知を通じて、一層のコンプライアンスの徹底を図ります。

② 当社および当社グループ各社は、いわゆる反社会的勢力とは、一切関係を持たないことを宣言し、不当要求等に対しては明確に拒絶するとともに、警察、弁護士等外部専門機

関との連携により、民事・刑事両面からの法的対応を速やかに実施します。

- ③ 業務執行部門から独立した当社内部監査部門が、当社および当社グループのコンプライアンス体制の整備・運用状況について内部監査を実施し、確認を行います。
- ④ 当社および当社グループ各社の監査役は、自社の取締役の職務執行が法令および定款に適合することを検証し、監視機能の実効性向上に努めます。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理ならびに子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- ① 当社および当社グループ各社は、株主総会議事録、取締役会議事録その他作成・保管が法定されている文書（電磁的記録を含み、以下同様とします。）、ならびに稟議書その他適正な業務執行を確保するために必要な文書および情報については、法令および情報管理基本規程に基づき、それぞれ適正に作成・保存・管理します。
- ② 当社および当社グループ各社は、業務情報の管理を統括し、情報管理に関する企画、立案および推進を統括する者として、各社に情報管理統括責任者を置くとともに、当社の情報管理統括責任者が、当社情報管理委員会を中核としてグループ全体の業務情報管理を統括するものとし、重要な情報の網羅的な収集開示部門による適時・正確な情報開示の実効性を高め、営業秘密・個人情報等重要な情報の安全な管理等も踏まえた統合的な情報管理を行うものとします。また、情報管理の実施状況等については、定期的に取締役会および監査役に報告を行います。
- ③ 当社および当社グループ各社の取締役および使用人は、当社グループ各社に係る重要な事項が生じたときは、当社の情報管理統括責任者に報告するものとします。

(3) 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社および当社グループ各社における経営環境およびリスク要因の変化を踏まえ、各事業におけるリスクを適正に分析・評価し、的確に対応するため、リスク管理の基本規程に基づき、リスクマネジメント委員会を中心とする統合的なリスク管理体制を構築・整備・運用します。
- ② リスクの管理状況について、定期的に取締役会および監査役に報告する体制を構築・整備・運用するとともに、取締役会、取締役および業務執行部門の責任者は、業務執行に伴うリスクについて十分に分析・評価を行い、迅速に改善措置を実施します。
- ③ 事業の重大な障害、重大な事件・事故、重大な災害等が発生した時には、当社および当社グループ全体における損害を最小限に抑えるため、危機管理本部を設置し、直ちに業務の継続に関する施策を講じます。

(4) 当社および子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社および当社グループ各社は、決裁権限規程等において、取締役および執行役員の決裁権限の内容、ならびに各業務に関与すべき担当部門等を明確かつ適切に定めることで、業務の重複を避け、機動的な意思決定・業務遂行を実現します。

- ② 当社の取締役会は、会社の持続的な成長を確保するため、当社および当社グループにおける重点経営目標および予算配分等について定めるとともに、当社の取締役および業務執行部門の責任者からの定期的な報告等を通じて、業務執行の効率性および健全性を点検し、適宜見直しを行います。
- ③ 当社の取締役会は、原則月1回定時に開催するほか、必要に応じて臨時取締役会または書面による取締役会決議を実施し、迅速な意思決定を行い、効率的な業務執行を推進します。なお、取締役会の具体的な運営については、当社定款および取締役会規則等に従います。

(5) 当社の財務報告の適正性を確保するための体制

- ① 当社および当社グループ各社は、株主・投資家・債権者等のステークホルダーに対し、法令等に従い適時に信頼性の高い財務報告を提供できるようにするために、財務報告に係る内部統制の構築規程等に従い、適正な会計処理および財務報告を確保することができる内部統制システムを構築・整備し、これを適正に運用します。
- ② 業務執行部門から独立した当社内部監査部門が、当社および当社グループの財務報告に係る内部統制の整備・運用状況について、その有効性評価を実施し、確認を行います。
- ③ 財務状況に重要な影響を及ぼす可能性が高いと認められる事項について取締役、監査役および会計監査人間で適切に情報共有を行います。

(6) 当社監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の職務を補助するため、専任の使用人を置くものとします。

(7) 当社監査役の職務を補助すべき使用人の当社取締役からの独立性および指示の実効性確保に関する事項

監査役の職務を補助すべき専任の使用人の人事およびその変更については、監査役の同意を要するものとします。また、当該使用人は当社の就業規則に従いますが、当該使用人への指揮命令権は各監査役に属するものとし、処遇、懲戒等の人事事項については監査役と事前に協議したうえ実施するものとします。

(8) 当社監査役への報告に関する体制

① 当社取締役および使用人が当社監査役に報告をするための体制

当社の取締役および使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、取締役または使用人の不正行為、法令・定款違反行為等を発見したときは、所定の手続により、当社監査役に報告するものとします。

② 当社の子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社監査役に報告をするための体制

当社グループ各社の取締役、監査役および使用人は、当社グループ各社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、当社グループ各社における不正行為、法令・定款違反行為等を発見したときは、所定の手続により、当社監査役に報告するものとします。

③ 内部通報制度を通じた当社監査役への報告体制

当社の取締役および使用人ならびに当社グループ各社の取締役、監査役および使用人は、当社および当社グループ各社の業務に関し、法令・社会的規範・社内規程等に違反する行為を発見したときは、当社の定める内部通報制度を利用することができ、内部通報制度の運営事務局は、社内規程に従い、その通報内容および運用状況を当社監査役に報告するものとします。

(9) **前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

当社および当社グループ各社は、前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けることがないよう、社内規程に定めを置く等により適切に対処します。

(10) **当社監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項**

監査役の職務の執行について生ずる費用は当社が負担します。

(11) **その他当社監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

① 当社の監査役は、代表取締役と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題等について、意見交換を行います。

② 当社の監査役は、当社内部監査部門と緊密な連携を保つとともに、必要に応じて当社内部監査部門に調査を求めることができるものとします。

③ 当社の監査役は、当社グループ各社の監査役と定期的に会合を持ち、その他隨時連携して企業集団における適正な監査を実施します。

④ 当社の監査役は、必要に応じ、会計監査人・弁護士に相談をすることができ、その費用は当社が負担するものとします。

4. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) **当社における企業統治の状況**

当社の取締役会は、13名の取締役（うち5名は独立社外取締役/男性12名、女性1名）で構成されており、原則月1回開催しております。当社は、変化の激しい経営環境の中でも迅速な意思決定と業務執行を実行できるよう、執行役員制度を導入し、取締役会の監督機能と執行役員の業務執行機能を分離し、取締役会は「経営戦略の立案」と「業務執行の監督」、執行役員は「業務執行」にそれぞれ専念できる環境を整備しており、執行役員は16名（男性15名、女性1名）で構成されております。なお、当社は、経営陣の選任につ

き、株主の意向をより適時に反映させるため、取締役の任期を1年としております。

当社では、取締役会で定めるべき事項を取締役会規則、決裁権限規程等に定めており、会社法及び当該社内規則等に定める事項につき、取締役会において決定することとしております。また、決裁権限規程等において、代表取締役社長が決定する範囲等について明確に定めており、経営における意思決定プロセス及び責任体制の明確化を図るとともに、合理的な権限の委譲による意思決定の迅速化を図っております。

当社取締役会は、当事業年度は16回開催され、当社及び当社グループ各社における重点経営目標及び予算配分等を定め、当社の取締役及び業務執行部門の責任者からの報告等を通じて、業務執行の効率性及び健全性の点検、見直しを含め、経営の重要課題に取り組みました。

監査役会は5名の監査役（うち3名は独立社外監査役/男性3名、女性2名）で構成されており、監査役制度を軸に経営をモニタリングしております。監査役は取締役会をはじめとする重要な会議に出席することに加え、代表取締役との意見交換や、定期的に取締役から業務執行状況を聴取し、監査計画に基づき、当社、事業会社における業務・財産の状況調査を実施しております。また、事業会社の取締役、監査役と情報共有等を図り、取締役の職務の執行を監査するとともに会計監査人と情報交換を行い、会計監査における緊密な連携を図っております。

社外取締役・社外監査役は、取締役会の意思決定及び業務執行の妥当性と適正性を確保するための助言や提言を実施しているほか、取締役等とのミーティングで会社の経営やコーポレートガバナンス等について意見交換することにより、業務執行を監督・監査しております。

(2) 内部監査部門における取り組み

当社は、内部監査機能の充実、強化を図るため、独立した内部監査部門として、監査室内に「業務監査担当」と「内部統制評価担当」を設置しております。「業務監査担当」は、コンプライアンス体制の整備・運用状況を含め、主要事業会社の内部監査を確認し指導する、または直接監査する統括機能と、持株会社である当社自体を監査する内部監査機能があり、これらの業務にあたっております。「内部統制評価担当」は、当社グループ全体の財務報告に係る内部統制の評価を実施しております。

(3) 監査役監査、内部監査及び会計監査の相互連携等

当社では、全体として監査の質的向上を図るため、監査役（社外監査役を含む）、監査室及び監査法人が、定期的に三者ミーティングを開催する等により、相互に情報交換を積極的に行い、緊密な連携を図っております。三者ミーティングでは、監査役（社外監査役を含む）は、監査法人より会計監査の実施状況等について、また、監査室から内部監査の実施状況等について、それぞれ報告を受け、必要に応じて説明を求めております。

また、当社は、定期的に会計監査報告会を開催しており、当該報告会には、代表取締役その他役員のほか、常勤監査役及び監査室等が出席し、監査法人から会計監査の報告を受け、会計監査の結果等について確認を行っております。

また、常勤監査役と監査室とは、原則月1回、ミーティングを開催しており、監査室は、業務監査に関する監査結果、内部統制評価の経過状況等について報告を行うとともに、監査の質的向上を図るために重点検討事項等について、積極的に意見交換を実施し、両者間における監査情報の網羅的な共有化に努めています。

なお、常勤監査役は、前述の会計監査報告会の状況、監査室とのミーティングの内容等につき、監査役会等において、社外監査役に報告し課題等の共有化を図るとともに協議を実施し、さらに、当該協議内容を監査室や監査法人にフィードバックすることにより、社外監査役を含む監査役監査と、内部監査、会計監査とのタイムリーな連携を図っております。

さらに、監査室は、監査役会等において、随時、内部監査の実施状況・結果に関し報告を行っており、監査役（社外監査役を含む）からの質問等に対し説明を行っております。

監査役（社外監査役を含む）、監査室及び監査法人は、各監査において、内部統制部門から報告及び資料等の提出を受けるほか、必要に応じて説明を求めており、内部統制部門は、これらの監査が適切に実施されるよう協力しております。

(4) 各種委員会における取り組み

当社は、代表取締役のもとに「CSR統括委員会」「リスクマネジメント委員会」「情報管理委員会」を設置しております。各委員会は事業会社と連携しながらグループの方針を決定し、その浸透と実行を管理・監督することでコーポレートガバナンスの強化を図っております。

●CSR統括委員会

当社は、社会課題の解決に貢献し、社会と当社グループの持続的成長を目指すため、事業活動を通じた当社グループ全体のCSR活動の推進・管理・統括を目的としたCSR統括委員会をCSR基本規程に基づき設置しております。また、ステークホルダーの期待や要請に対応するために特定した重点課題（マテリアリティ）の解決及びコンプライアンスのさらなる徹底に資する事業活動を推進するために、同委員会傘下に具体的な施策の検討・推進を担う下部組織として5つの部会を設け、課題の解決並びに未然防止に取り組んでいます。

CSR統括委員会では、当社グループが取り組むべき重点課題の解決等を図るため、当該課題ごとに、気候変動や資源の枯渇などの環境負荷低減を「環境部会」、人権や環境に配慮した健全なサプライチェーンの構築と商品・サービスにおける品質向上と安全性の確保を「サプライチェーン部会」、社是・企業行動指針の周知徹底・働きがいのある職場づくり、多様な人財の活躍推進・労働環境の改善を「企業行動部会」、コンプライアンス・内部統制の強化を「コンプライアンス部会」、事業特性・経営資源を活かして本業を通じた社会課題起点の新規事業の企画・立案・実行を「社会価値創造部会」が担い、グループ横断的な具体的課題の改善施策の立案・展開を行っております。

これらの部会の活動を通して、コンプライアンスの更なる徹底及びステークホルダーに係る重点課題（マテリアリティ）の解決に資する事業活動を推進するとともに、ESGの

視点から社会と当社グループ双方の持続可能な発展を目指してまいります。

●リスクマネジメント委員会

当社及び当社グループ各社では、経営環境及びリスク要因の変化を踏まえ、各事業におけるリスクを適正に分析・評価し、的確に対応するため、リスク管理の基本規程に基づき、リスクマネジメント委員会を中心とする統合的なリスク管理体制を構築・整備・運用しております。

リスクマネジメント委員会は、各リスク管理統括部署より自社のリスク管理状況に関する報告を受け、リスクの網羅的な把握、その評価・分析及び対策について協議し、今後の方向性を定めております。

近年は、当社リスク管理統括部署が主管するリスクの低減に向けた当社グループ各社への支援・指導の仕組み構築、当社グループ共通のリスク管理指標の導入など、当社グループ全体のリスク管理の実効性の向上、PDCAサイクルの整備に努めてきました。当事業年度は、当社と当社グループ各社の連携を強化しつつ、優先度の高いリスクを特定し、発生防止・低減・再発防止に向けた更なる運用改善に取り組みました。

●情報管理委員会

当社は、当社グループの役職員が知得、作成または保有する業務に関する一切の情報について、令和2年度に一新した情報管理基本規程に基づき、情報管理統括責任者を委員長とする情報管理委員会のもと、情報管理に対するリスクの分析、評価及び対策を講じています。

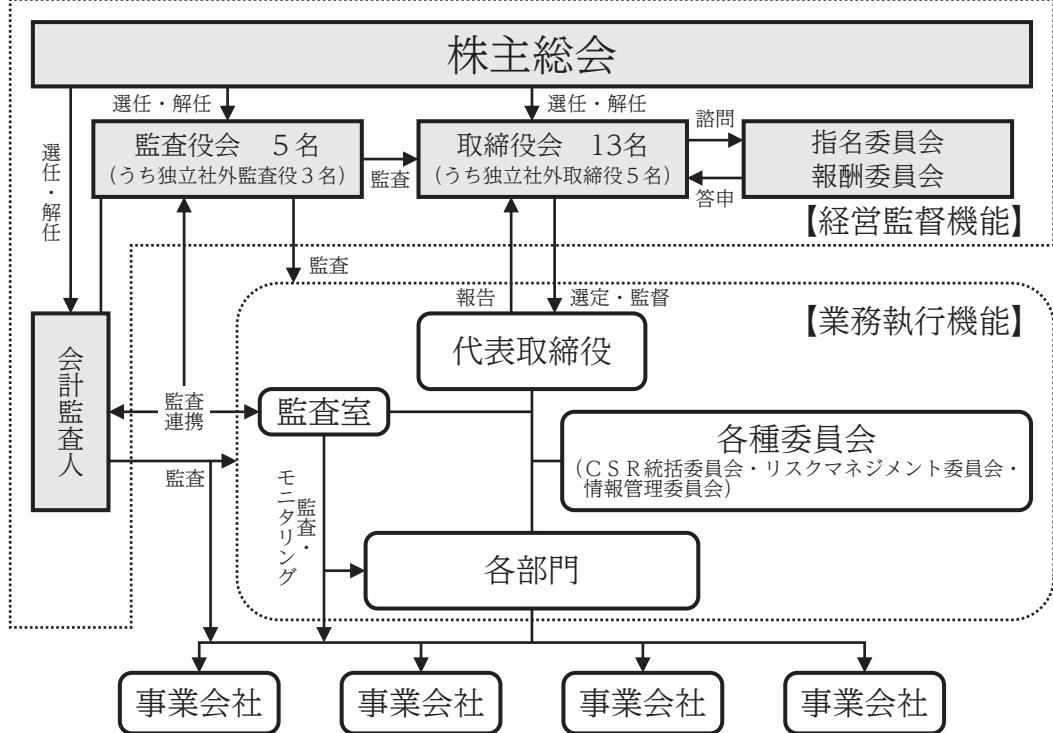
当事業年度においては、当社関連部署と連携し、発生事実における重要情報の定義の明確化や報告フォームの改訂を行うことで、当社グループ各社からの適時・適切な重要情報の収集と親会社としての組織的な対応を図るとともに、当社経営及び関連部門へ遗漏・遅滞がない報告体制の強化に取り組んでいます。

また、法令遵守の観点からも事業活動を行う中でお預かりする情報を適切に取り扱い、各ステークホルダーからの信頼を得るために、当社グループの情報セキュリティ体制の構築と強化を進めています。その対応として、当社グループの共通指針となる情報セキュリティポリシー、各種ガイドライン等の再整備を行うとともに、セキュリティ環境の構築支援やモニタリングの強化、並びに教育の高度化や統制評価等を当社グループ各社と連携しながら取り組んでいます。

これらの取り組みを通じて、当社グループの情報管理及び情報セキュリティ体制の強化に努めています。

当社のコーポレートガバナンス体制

当社のコーポレートガバナンス体制は以下のとおりです。



ご参考：取締役会の実効性評価

<https://www.7andi.com/ir/management/governance/board.html#evaluation>

連結株主資本等変動計算書 (令和3年3月1日から
令和4年2月28日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
令和3年3月1日残高	50,000	409,069	2,198,805	△10,851	2,647,023
在外子会社の国際会計基準適用に伴う増減			△2,847		△2,847
在外子会社の国際会計基準適用に伴う増減を反映した当期首残高	50,000	409,069	2,195,957	△10,851	2,644,175
連結会計年度中の変動額					
剩 余 金 の 配 当			△87,576		△87,576
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益			210,774		210,774
自 己 株 式 の 取 得				△22	△22
自 己 株 式 の 处 分		0		591	592
そ の 他		△424		△0	△425
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	△424	123,197	568	123,342
令和4年2月28日残高	50,000	408,645	2,319,155	△10,282	2,767,517

	その他の包括利益累計額					新株 予約権	非支配 株主 持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延 ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
令和3年3月1日残高	35,729	1,580	△30,835	15,427	21,902	56	162,352	2,831,335
在外子会社の国際会計基準適用に伴う増減	82				82			△2,765
在外子会社の国際会計基準適用に伴う増減を反映した当期首残高	35,811	1,580	△30,835	15,427	21,984	56	162,352	2,828,569
連結会計年度中の変動額								
剩 余 金 の 配 当								△87,576
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益								210,774
自 己 株 式 の 取 得								△22
自 己 株 式 の 处 分								592
そ の 他								△425
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	1,884	2,689	188,405	△1,525	191,454	-	4,366	195,820
連結会計年度中の変動額合計	1,884	2,689	188,405	△1,525	191,454	-	4,366	319,163
令和4年2月28日残高	37,696	4,270	157,570	13,901	213,438	56	166,719	3,147,732

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

(1) 連結子会社の数 173社

(2) 主要な連結子会社の名称

株式会社セブン・イレブン・ジャパン、7-Eleven, Inc.、株式会社イトーヨーカ堂、

株式会社ヨークベニマル、株式会社そごう・西武、株式会社セブン銀行、

株式会社セブン・フィナンシャルサービス

当連結会計年度において、当社の連結子会社である7-Eleven, Inc.の完全子会社として設立されたSEI Speedway Holdings, LLCは、米国Marathon Petroleum CorporationからSpeedway LLC他20社の株式その他持分を取得いたしました。また、全世界におけるセブン・イレブンブランドの成長と既存の海外ライセンシーへの価値とサポートの提供を目的として7-Eleven International LLCを設立したこと等により4社を連結子会社としております。

これらに伴い、新たに26社を連結の範囲に含めております。

株式会社そごう・西武が株式会社セブン＆アイ・アセットマネジメントを吸収合併したことにより1社を連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社の数 0社

(2) 持分法を適用した関連会社の数 24社

主要な会社等の名称

プライムデリカ株式会社、ぴあ株式会社

当連結会計年度において、米国Marathon Petroleum Corporationから株式その他持分を取得したことにより2社を持分法適用会社としております。また、BALS INTERNATIONAL LIMITED他2社の株式を譲渡したことにより、3社を持分法適用会社から除外しております。

(3) 持分法の適用の手続きに関する事項

① 持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、当該会社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

② 債務超過会社に対する持分額は、当該会社に対する貸付金を考慮して、貸付金の一部を消去しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結計算書類作成にあたり、12月31日決算日の連結子会社は、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

3月31日が決算日の株式会社セブン銀行等は、連結決算日現在で実施した正規の決算に準ずる合理的な手続きによって作成された計算書類を使用しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券 債却原価法（定額法）によっております。

その他有価証券

時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの

主として移動平均法による原価法によっております。

② デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ 時価法によっております。

③ たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品

国内連結子会社は主として売価還元法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を、在外連結子会社は主として先入先出法（ガソリンは総平均法）を、また、一部の国内連結子会社は先入先出法を採用しております。

貯蔵品

主として最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

（リース資産を除く）

定額法によっております。

② 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法によっております。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（主として5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成21年2月28日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権は貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権は個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 販売促進引当金

販売促進を目的とするポイントカード制度に基づき、顧客へ付与したポイントの利用に備えるため、当連結会計年度末において、将来利用されると見込まれる額を計上しております。

③ 賞与引当金

従業員に対する賞与支給のため、支給見込額基準による算出額を計上しております。

役員に対する賞与支給のため、支給見込額を計上しております。

一部の連結子会社が発行している商品券の未回収分について、一定期間経過後収益に計上したものに対する将来の回収に備えるため、過去の実績に基づく将来の回収見込額を計上しております。

当連結会計年度末に予想される将来の返品による損失に備えるため、過去の返品実績率に基づく返品損失見込額を計上しております。

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づいて算定した期末要支給額を計上しております。

なお、当社及び一部の連結子会社は、役員退職慰労引当金制度を廃止し、一部の連結子会社は退任時に支給することとしております。

当社及び一部の連結子会社において、取締役及び執行役員への株式給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年又は10年）による定額法により費用処理しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

原則として、繰延ヘッジ処理によっております。ただし、振当処理の要件を満たしている為替予約等については振当処理に、特例処理の要件を満たしている金利スワップは特例処理に、一体処理（特例処理、振当処理）の要件を満たしている金利通貨スワップは一体処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	為替予約等取引
ヘッジ対象	外貨建金銭債権債務
ヘッジ手段	金利スワップ
ヘッジ対象	借入金
ヘッジ手段	金利通貨スワップ
ヘッジ対象	外貨建借入金

③ ヘッジ方針

金利等の相場変動リスクの軽減、資金調達コストの低減、又は、将来のキャッシュ・フローを最適化するためにデリバティブ取引を行っております。短期的な売買差益の獲得や投機を目的とするデリバティブ取引は行わない方針であります。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動とヘッジ手段の相場変動を四半期ごとに比較し、両者の変動額を基礎にして、ヘッジの有効性を評価することとしております。特例処理によっている金利スワップ及び一体処理によっている金利通貨スワップは、有効性の判定を省略しております。

(6) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 繰延資産の処理方法

開業費は、5年間（定額）で償却しております。

社債発行費は、社債の償還期間にわたり定額法で償却しております。

② のれん及び負ののれんの償却に関する事項

のれん及び平成23年2月28日以前に発生した負ののれんについて、主として20年間で均等償却しております。また、金額が僅少な場合には、発生時にその全額を償却しております。

平成23年3月1日以降に発生した負ののれんについては、当該負ののれんが生じた連結会計年度の利益として処理をしております。

なお、持分法の適用にあたり、発生した投資差額についても、上記と同様の方法を採用しております。

③ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

在外子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部の非支配株主持分及び為替換算調整勘定に含めております。

④ 国内及び海外コンビニエンスストア事業におけるフランチャイズに係る会計処理

株式会社セブン・イレブン・ジャパン及び米国連結子会社の7-Eleven, Inc.は、フランチャイジーからのチャージ収入を営業収入として認識しております。

⑤ 消費税等の会計処理方法

当社及び国内連結子会社は、消費税等の会計処理について税抜方式を採用しております。北米の連結子会社は、売上税について売上高に含める会計処理を採用しております。

⑥ 連結納税制度の適用

当社及び一部の国内連結子会社は、連結納税制度を適用しております。

⑦ 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱いの適用

当社及び一部の国内連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度まで、営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「受取保険金」は、営業外収益の総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。

前連結会計年度まで、営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「コミットメントフィー」は、重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。

前連結会計年度において、特別利益に表示しておりました「雇用調整助成金」は、当連結会計年度において重要性が増した「新型コロナウイルス感染拡大防止協力金」と合わせて表示するため、「助成金収入」に変更しております。また、特別利益の「その他」に含めて表示しておりました「投資有価証券売却益」は、特別利益の総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当連結会計年度の年度末に係る連結計算書類から適用し、連結計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的取扱いに従って、前連結会計年度に係る内容については記載しておりません。

会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、連結計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼすリスクが有る項目は以下のとおりです。

1. Speedway LLC株式等の取得に係る無形資産（商標権）の評価及びのれんの償却期間

(1) 当連結会計年度の主な資産及び負債計上額

「その他の注記 企業結合に関する注記」に記載のとおり、取得原価の配分が完了していないことから、連結貸借対照表において、暫定的に算定された以下の金額を計上しております。

のれん	1,357,134 百万円
無形資産（商標権）	22,126 百万円

「その他の注記 企業結合に関する注記」に記載のとおり、当該のれんの償却期間を20年と見積っております。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

企業結合により取得した企業又は事業の取得原価は、受け入れた資産及び引き受けた負債のうち企業結合日時点において識別可能なものの企業結合日時点の公正価値を基礎として企業結合日以後1年以内に配分し、取得原価と受け入れた資産及び引き受けた負債に配分された純額との差額はのれんとして会計処理しております。

Speedway LLC株式等の取得に係る取得原価の配分において、識別可能資産のうち無形資産（商標権）については、経営者が策定した事業計画、ロイヤルティレート等の重要な仮定を用いたインカムアプローチ法により算定しております。また、のれんの償却期間については事業計画及び市場環境の見通しを基にSpeedway LLC株式等の取得によるシナジー効果が発現すると予想される期間に基づいて決定しております。

② 主要な仮定

無形資産（商標権）の公正価値算定の主要な仮定は経営者が策定した事業計画、ロイヤルティレート等と判断しております。また、のれんの償却期間の見積りにおける主要な仮定は、Speedway LLC株式等の取得によるシナジー効果が発現すると予想される期間と判断しております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

公正価値の算定及び償却期間の見積りは経営者による最善の見積りにより行っていますが、将来の不確実な経済条件の変動によって影響を受ける可能性があり、仮定の見直しが必要となった場合には翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

2. 固定資産の減損損失の認識の要否判定

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

当社グループでは、百貨店、GMS、食品スーパー等、多様な形態で小売店舗を展開しております。このうち、スーパーストア事業セグメントに含まれる株式会社イトヨーカ堂はスーパーストア事業、百貨店・専門店事業セグメントに含まれる株式会社そごう・西武は百貨店事業を営んでおり、事業の性質上、1店舗あたりの固定資産簿価が比較的多額となる傾向にあります。

株式会社イトヨーカ堂及び株式会社そごう・西武における当連結会計年度末の連結貸借対照表及び連結損益計算書に計上した金額は以下のとおりです。

会社名	有形固定資産	無形固定資産	減損損失	(百万円)
株式会社イトヨーカ堂	328,554	12,682	4,431	
株式会社そごう・西武	202,598	71,812	1,242	

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

株式会社イトヨーカ堂及び株式会社そごう・西武において、独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位は、主として店舗であります。各社は、従来より事業構造改革を推進してきており、集客施策、粗利改善策等により継続的に業績改善に取り組んでいるものの、新型コロナウイルス感染症の感染拡大抑止を目的とした営業時間の短縮及び休業が大きく影響し、当連結会計年度において複数の店舗で減損の兆候が認められております。

各社の店舗固定資産に減損の兆候があると認められる場合には、店舗固定資産から得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定しております。判定の結果、減損損失の認識が必要と判定された場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額は減損損失として計上しております。

また、株式会社そごう・西武は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により生じた顧客の価値観及び行動の変化により店舗経営を取り巻く環境が厳しさを増したことを受け、営業活動から生じる損益が継続してマイナスとなっており、共用資産を含む、より大きな単位において、減損の兆候があると認められております。このため、当連結会計年度末において、店舗固定資産の減損判定に加え、共用資産を含む、より大きな単位において減損損失の認識の要否の判定を行っておりますが、見積もられた割引前将来キャッシュ・フローの総額が共用資産を含む固定資産の帳簿価額総額を上回ったことから、減損損失の認識は不要と判断しております。

② 主要な仮定

減損損失の認識の要否判定に用いられる割引前将来キャッシュ・フローには、売上高成長率、粗利率、費用の削減見込み等の重要な仮定が含まれております。また、正味売却価額については、一部の店舗は不動産鑑定士が算定した不動産鑑定評価額を利用しており、当該評価には専門的な判断が含まれております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

上述の見積りや仮定は将来の不確実な経済条件の変動により影響を受ける可能性があり、仮定の見直しが必要となった場合には翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

また、不動産鑑定評価基準に基づいた不動産鑑定士からの評価額等は、将来の不動産市況の動向に影響を受ける可能性があり、その結果として正味売却価額が減少した場合には、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

追加情報

(取締役に対する業績連動型株式報酬制度)

当社及び一部の連結子会社は、当社及び一部の連結子会社の取締役（非業務執行取締役及び海外居住者を除く。以下同じ。）に対して、中長期的な企業価値向上への意欲を高め、株主と利害共有を図ることを主たる目的とし、役員報酬B I P信託による業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入しております。

当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 平成27年3月26日）に準じております。

(1) 取引の概要

本制度は、当社及び一部の連結子会社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、取締役に対して、当社及び一部の連結子会社が定める株式交付規程に従って、当社株式等が信託を通じて交付される業績連動型の株式報酬制度です。なお、取締役が当社株式等の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時とします。

(2) 信託に残存する当社の株式

本信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末の当該自己株式の帳簿価額は3,187百万円、株式数は834千株であります。

(執行役員に対する業績連動型株式報酬制度)

当社及び一部の連結子会社は、当社及び一部の連結子会社の執行役員（海外居住者を除く。以下同じ。）に対して、中長期的な企業価値向上への意欲を高め、株主と利害共有を図ることを主たる目的とし、株式付与E S O P信託による業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入しております。

当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 平成27年3月26日）を適用しております。

(1) 取引の概要

本制度は、当社及び一部の連結子会社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、執行役員に対して、当社及び一部の連結子会社が定める株式交付規程に従って、当社株式等が信託を通じて交付される業績連動型の株式報酬制度です。なお、執行役員が当社株式等の交付を受ける時期は、原則として執行役員の退職時とします。

(2) 信託に残存する当社の株式

本信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付隨費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末の当該自己株式の帳簿価額は2,436百万円、株式数は635千株であります。

(新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積りについて)

当社グループは、新型コロナウイルス感染症の影響が当連結会計年度以後においても一定期間は残るとの仮定を減損損失の判定に用いるなど、会計上の見積りを会計処理に反映しております。

連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建物及び構築物	463百万円
土地	1,258百万円
投資有価証券	79,715百万円
長期差入保証金	1,162百万円
合計	82,599百万円

(2) 担保に係る債務

長期借入金（一年内返済予定額を含む）	9,717百万円
--------------------	----------

また、為替決済取引の担保として投資有価証券2,516百万円、長期差入保証金1,700百万円、宅地建物取引業に伴う供託として長期差入保証金55百万円を供託しております。

その他、資金決済に関する法律等に基づき、長期差入保証金292百万円を担保に供しております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額

2,249,245百万円

3. 偶発債務

従業員の金融機関からの借入金に対する債務保証は42百万円であります。

4. 貸出コミットメント

一部の金融関連子会社においては、キャッシング業務等を行っております。当該業務における貸出コミットメントに係る貸出未実行残高は次のとおりであります。

貸出コミットメント総額	832,746百万円
貸出実行残高	42,048百万円
差引額	790,697百万円

なお、上記差引額の多くは、融資実行されずに終了されるものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。また、顧客の信用状況の変化、その他相当の事由がある場合には、融資の中止又は利用限度額の減額をすることができます。

5. その他

株式会社セブン銀行の所有する国債等について

当社の連結子会社である株式会社セブン銀行は、為替決済取引や日本銀行当座貸越取引の担保目的で国債等を所有しております。これらの国債等（償還期間が1年内のものを含む）は、実質的に拘束性があるため連結貸借対照表上では、投資有価証券に含めて表示しております。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数(千株)	当連結会計年度増加株式数(千株)	当連結会計年度減少株式数(千株)	当連結会計年度末の株式数(千株)
普通株式	886,441	—	—	886,441

2. 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数(千株)	当連結会計年度増加株式数(千株)	当連結会計年度減少株式数(千株)	当連結会計年度末の株式数(千株)
普通株式	3,475	4	154	3,325

- (注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加4千株は、単元未満株式の買取りによる増加4千株であります。
 2. 普通株式の自己株式の株式数の減少154千株は、役員報酬B I P信託及び株式付与E S O P信託が保有する当社株式交付による減少154千株及び単元未満株式の売渡しによる減少0千株であります。
 3. 当連結会計年度末の自己株式数には、役員報酬B I P信託及び株式付与E S O P信託が保有する当社株式1,469千株が含まれております。

3. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
令和3年5月27日定時株主総会	普通株式	45,115	51円00銭	令和3年2月28日	令和3年5月28日
令和3年10月7日取締役会	普通株式	42,461	48円00銭	令和3年8月31日	令和3年11月15日
計		87,576			

- (注) 1. 令和3年5月27日定時株主総会決議による配当金の総額には、役員報酬B I P信託及び株式付与E S O P信託が保有する当社株式に対する配当金82百万円が含まれております。
 2. 令和3年10月7日取締役会決議による配当金の総額には、役員報酬B I P信託及び株式付与E S O P信託が保有する当社株式に対する配当金70百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

令和4年5月26日開催予定の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案することを予定しております。

- | | |
|------------|-----------|
| ① 配当金の総額 | 45,999百万円 |
| ② 1株当たり配当額 | 52円00銭 |
| ③ 基準日 | 令和4年2月28日 |
| ④ 効力発生日 | 令和4年5月27日 |

- (注) 配当金の総額には、役員報酬B I P信託及び株式付与E S O P信託が保有する当社株式に対する配当金76百万円が含まれております。なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

4. 当連結会計年度末における新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内容	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数
当社	第15回 新株予約権	普通株式	3,000株
	第17回 新株予約権	普通株式	3,000株
	第19回 新株予約権	普通株式	3,000株
	第20回 新株予約権	普通株式	1,000株
	第21回 新株予約権	普通株式	3,000株
	第22回 新株予約権	普通株式	1,000株

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、余剰資金の運用については、安全性・流動性・効率性の重視を基本方針としており、銀行預金等での運用に限定し、資金調達については、銀行借入と社債発行を中心に調達しております。

また、デリバティブ取引については、外貨建債権債務の為替変動リスクの回避及び有利子負債の金利変動リスクの回避又は将来の金利支払のキャッシュ・フローを最適化するために行っております。短期的な売買差益の獲得や投機を目的とするデリバティブ取引は行わない方針であります。

当社グループでは、「リスク管理の基本規程」において、リスク種類ごとの統括部署及び統合的リスク管理の統括部署を定め、リスク管理を実施しております。

受取手形及び売掛金、差入保証金の信用リスクについては、相手先の信用度の継続的なモニタリングに努めるとともに、受取手形及び売掛金については取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うことにより、リスク低減を図っております。また、投資有価証券は主に株式や国債等であり、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握するとともに、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

外貨建の支払手形及び買掛金の一部については、為替予約取引による為替変動リスクの低減を図っております。また、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達を、長期借入金及び社債は主に設備投資及びM&Aに係る資金調達を目的としたものであり、これらに関しては資産負債の総合管理（ALMに基づく管理）を行っております。長期借入金の一部については、金利通貨スワップ取引及び金利スワップ取引による為替変動リスク及び金利変動リスクの低減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

令和4年2月28日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、重要性の乏しいものについては注記を省略しております。また、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。（24頁（注）2. 参照）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	1,420,653	1,420,653	—
(2) 受取手形及び売掛金 貸倒引当金 ※ 1	365,746		
	△3,326		
	362,420	365,980	3,560
(3) 投資有価証券	166,383	171,647	5,264
(4) 長期差入保証金 ※ 2 貸倒引当金 ※ 3	248,261		
	△126		
	248,134	254,282	6,147
資産計	2,197,591	2,212,563	14,972
(1) 支払手形及び買掛金	483,908	483,908	—
(2) 短期借入金	140,146	140,146	—
(3) 銀行業における預金	787,879	787,940	61
(4) 社債 ※ 4	1,642,906	1,602,699	△40,207
(5) 長期借入金 ※ 5	1,115,680	1,119,861	4,180
(6) 長期預り金 ※ 6	27,614	26,941	△672
負債計	4,198,135	4,161,497	△36,637
デリバティブ取引 ※ 7	△176	△176	—

※1. 受取手形及び売掛金に係る貸倒引当金を控除しております。

※2. 一年内返還予定の長期差入保証金を含めております。

※3. 長期差入保証金に係る貸倒引当金を控除しております。

※4. 一年内償還予定の社債を含めております。

※5. 一年内返済予定の長期借入金を含めております。

※6. 一年内返還予定の長期預り金を含めております。

※7. デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びにデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にはば等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び売掛金

受取手形及び売掛金のうち、短期間で決済されるものは、時価は帳簿価額にはば等しいことから当該帳簿価額によっております。また、決済が長期にわたるもののは時価は、信用リスク等を考慮した元利合計額を残存期間に対応する国債の利回り等で割り引いた現在価値により算定しております。

(3) 投資有価証券

これらの時価については、株式等は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(4) 長期差入保証金

長期差入保証金の時価については、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回り等で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にはば等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 銀行業における預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 社債

社債の時価については、市場価格のあるものは市場価格に基づき、市場価格のないものは、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(5) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(6) 長期預り金

長期預り金の時価については、将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回り等で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている買掛金と一緒にとして処理されているため、それらの時価は当該支払手形及び買掛金の時価に含めて記載しております。金利通貨スワップの一起処理（特例処理・振当処理）によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一緒にとして処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。また、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一緒にとして処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
投資有価証券 ※ 1	
非上場株式	14,605
関連会社株式	29,695
その他	9,930
長期差入保証金 ※ 2	88,400
長期預り金 ※ 2	25,059

※ 1. これらについては、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、資産「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

※ 2. これらについては、返還予定を合理的に見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、資産「(4) 長期差入保証金」及び負債「(6) 長期預り金」には含めておりません。

賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため注記を省略しております。

1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 3,375円50銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 238円68銭 |

- (注) 1. 当社は、役員報酬B I P信託及び株式付与E S O P信託を導入しており、当該信託が保有する当社株式を1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数の計算において控除する自己株式数に含めております。控除した当該自己株式の期末株式総数は1,469千株であります。
2. 当社は、役員報酬B I P信託及び株式付与E S O P信託を導入しており、当該信託が保有する当社株式を1株当たり当期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式数に含めております。控除した当該自己株式の期中平均株式数は1,522千株であります。

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

その他の注記

企業結合に関する注記

取得による企業結合

当社の連結子会社である7-Eleven, Inc.は、米国Marathon Petroleum Corporation（以下、「MPC社」といいます。）との間で、同社が主にSpeedwayブランドにて運営するコンビニエンスストア事業及び燃料小売事業（但し、MPC社の小売部門のうちダイレクト・ディーラーに対する燃料小売事業等を除きます。）を運営する複数の会社の株式その他の持分を取得する契約（以下、「本件取引契約」といい、当該取得を「本件取引」といいます。）を、令和2年8月3日付で締結し、7-Eleven, Inc.の完全子会社として設立されたSEI Speedway Holdings, LLCを通じて令和3年5月14日付で、当該取得の手続きを完了いたしました。同時に、取得した店舗への今後15年間におけるガソリン供給契約を同社と締結いたしました。

本件取引の取得対象事業は複数社から構成されますが、「(1)被取得企業の名称及びその事業の内容」及び「(6)取得した議決権比率」については、代表的な企業1社についてのみ記載いたします。

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 Speedway LLC

事業の内容 コンビニエンスストア事業及び燃料小売事業の運営

(2) 企業結合を行った主な理由

当社は、堅調な経済成長が予想される北米市場での7-Eleven, Inc.を中心とするコンビニエンスストア事業をグループ全体の重要な成長ドライバーと位置付けており、これまで買収の効果的活用、店舗網の拡大、サプライチェーンの最適化などを積極的に進めてきました。

今般、本件取引を実施したことにより、以下の目的を達成することを企図しています。

①店舗ネットワークの戦略的拡充

当社は、北米市場において、これまで培った強力な7-ElevenブランドとSpeedwayの盤石なブランドが組み合わさることで、スケールメリットが加わり、さらに、7-Eleven, Inc.が培ってきた商品力や事業の運営ノウハウを活かして商品販売の増加・商品荒利の改善を図りながら、コスト低減や顧客基盤の強化が可能になり、新たなイノベーションを生み、より大きな企業価値の向上が実現できると見込んでおります。

②財務上の効果

当社は、本件取引による統合効果を発揮すること及び米国における税制優遇措置による節税メリットを見込んでおります。

③ESG分野におけるリーダーシップ

7-Eleven, Inc.を含む当社グループは、日本を代表するグローバルリテイラーとして、令和元年5月に環境宣言『GREEN CHALLENGE 2050』を公表し、『CO₂排出量削減』『プラスチック対策』『食品ロス・食品リサイクル対策』『持続可能な調達』の4つのテーマにおいて、具体的な目標値を設定しています。ESG分野においても、世界の小売業界を牽引するリーダーとして、本件取引以降もこのコミットメントを維持していくことはもちろん、拡大したネットワークとプレゼンスを梃子に、北米市場におけるESG分野の取組をより一層加速していきます。

7-Eleven, Inc.では、本件取引を契機に、新たに傘下入りした店舗も含め、CO₂排出量の削減、環境配慮型パッケージ及び持続可能な食品供給の活用、プラスチック対策の推進について、令和9年までの新たな達成目標を設定し、長期的な企業価値を高めていくことを目指します。

- (3) 企業結合日
令和3年5月14日
- (4) 企業結合の法的形式
株式その他の持分の取得
- (5) 結合後企業の名称
変更はありません。
- (6) 取得した議決権比率
100%
- (7) 取得企業を決定するに至った主な根拠
当社の子会社が現金を対価として株式その他の持分を取得したためであります。

2. 連結計算書類に含まれている被取得企業の業績の期間

令和3年5月14日から令和3年12月31日

3. 取得した事業の取得原価及び対価の種類毎の内訳

取得の対価	現金	21,083,918千USドル (2,332,513百万円)
取得原価		21,083,918千USドル (2,332,513百万円)

4. 主要な取得関連費用の内訳及び金額

財務及び法務調査に対する報酬 134,084千USドル (14,833百万円)

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれんの金額

12,267,329千USドル (1,357,134百万円)

なお、上記の金額は、企業結合日時点の識別可能資産及び負債の特定並びに時価の見積りが未了であるため、取得原価の配分が完了しておらず、暫定的に算定された金額であります。

(2) 発生原因

今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力であります。

(3) 債却方法及び償却期間

20年間で均等償却

6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流动資産	988,406千USドル (109,347百万円)
固定資産	9,776,912千USドル (1,081,619百万円)
資産合計	10,765,319千USドル (1,190,967百万円)
流动負債	1,450,507千USドル (160,469百万円)
固定負債	498,223千USドル (55,118百万円)
負債合計	1,948,730千USドル (215,588百万円)

(注) 項番3～6の円貨額は令和3年5月13日レート（1USドル=110.63円）にて換算しております。

連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表に記載の金額等は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (令和3年3月1日から
令和4年2月28日まで)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他の資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
令和3年3月1日 残高	50,000	875,496	369,774	1,245,271	117,504	117,504	△10,804	1,401,971
事業年度中の変動額								
剰余金の配当					△87,576	△87,576		△87,576
当期純利益					107,109	107,109		107,109
会社分割による減少			△12,373	△12,373				△12,373
自己株式の取得							△22	△22
自己株式の処分			0	0			591	592
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	-	-	△12,373	△12,373	19,532	19,532	569	7,728
令和4年2月28日 残高	50,000	875,496	357,400	1,232,897	137,037	137,037	△10,235	1,409,699

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
令和3年3月1日 残高	10,999	10,999	56	1,413,027
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△87,576
当期純利益				107,109
会社分割による減少				△12,373
自己株式の取得				△22
自己株式の処分				592
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	361	361	-	361
事業年度中の変動額合計	361	361	-	8,090
令和4年2月28日 残高	11,360	11,360	56	1,421,117

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

(3) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

（リース資産を除く）

定額法によっております。

(2) 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法によっております。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 繰延資産の処理方法

社債発行費

原則として社債の償還期間にわたり定額法で償却しております。ただし、金額的重要性がない場合は、支出時に全額費用処理しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対する賞与支給のため、支給見込額基準による算出額を計上しております。

役員に対する賞与支給のため、支給見込額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

取締役及び執行役員への株式給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(3) 株式給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。退職給付債務の算定にあたり、退職給付債務見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定期式基準によっております。

(4) 退職給付引当金

（前払年金費用）

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(5) 債務保証損失引当金

関係会社への債務保証等に係る損失に備えるため、被保証会社の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

5. 重要なヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

原則として、繰延ヘッジ処理によっております。ただし、一体処理（特例処理、振当処理）の要件を満たしている金利通貨スワップについては一体処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……金利通貨スワップ

ヘッジ対象……外貨建借入金

- (3) ヘッジ方針 金利等の相場変動リスクの軽減、又は、将来のキャッシュ・フローを最適化するためにデリバティブ取引を行っております。短期的な売買差益の獲得や投機を目的とするデリバティブ取引は行わない方針であります。
- (4) ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ対象の相場変動とヘッジ手段の相場変動を四半期ごとに比較し、両者の変動額を基礎にして、ヘッジの有効性を評価することとしております。なお、一体処理によっている金利通貨スワップは、有効性の判定を省略しております。

6. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

- (1) 退職給付に係る会計処理 退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。
- (2) 消費税等の会計処理方法 税抜方式を採用しております。
- (3) 連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。
- (4) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用 当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

表示方法の変更に関する注記

（会計上の見積りの開示に関する会計基準の適用）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当事業年度の計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクが有る項目は以下のとおりです。

1. 関係会社株式の評価

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額
- | | |
|-----------------------------|--------------|
| 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式 | 2,366,774百万円 |
| 時価を把握することが極めて困難と認められる関連会社株式 | 4,946百万円 |
| 関係会社株式評価損 | 14,501百万円 |
- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報
- 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式は、当該株式の発行会社の財政状態の悪化により、1株当たりの純資産額に所有株式数を乗じた金額である実質価額が著しく低下した場合には、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、減損処理をしております。
- なお、当事業年度において、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式のうち、実質価額が著しく低下しているものの減損処理をしていない株式はありません。

追加情報

(取締役及び執行役員に対する業績連動型株式報酬制度)

当社は、当社の取締役（非業務執行取締役及び海外居住者を除く。）及び執行役員（海外居住者を除く。）に対して、業績連動型株式報酬制度を導入しております。概要は、「連結注記表」の「追加情報」に記載のとおりであります。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	5,169百万円
2. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務（区分掲記されたものを除く）	
(1) 短期金銭債権	32,231百万円
(2) 短期金銭債務	9,418百万円
(3) 長期金銭債務	23,683百万円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引に係るもの

(1) 営業取引高	
営業収益	152,082百万円
一般管理費	6,936百万円
(2) 営業取引以外の取引高	17,975百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の数	普通株式	3,303,179株
------------------	------	------------

（注）当事業年度末の自己株式数には、役員報酬B I P信託及び株式付与E S O P信託が保有する当社株式1,469千株が含まれております。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	197百万円
未払事業税・事業所税	26百万円
新株予約権	17百万円
繰越欠損金	6,245百万円
減損損失否認額	1,202百万円
関係会社株式評価損	86,612百万円
株式給付引当金	567百万円
債務保証損失引当金	10,713百万円
その他	393百万円
繰延税金資産小計	105,977百万円
評価性引当額	△104,151百万円
繰延税金資産合計	1,825百万円
繰延税金負債	
前払年金費用	△516百万円
その他有価証券評価差額金	△5,015百万円
繰延税金負債合計	△5,531百万円
繰延税金資産（負債）の純額	△3,705百万円

リースにより使用する固定資産に関する注記

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内	1,539百万円
1年超	282百万円
合計	1,821百万円

関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)(注)5	科目	期末残高(百万円)(注)5
子会社	株式会社セブン&アイ・フィナンシャルセンター	所有直接 100	資金の預入及び借入役員の兼任	資金の預入 (注) 1 預け金利息 (注) 1 資金の借入 (注) 1 借入金利息 (注) 1	843,246 112 772,000 187	関係会社預け金 関係会社長期預け金 その他の流動資産 関係会社短期借入金 未払費用	5,761 10,000 21 106,500 1
子会社	株式会社セブン・イレブン・ジャパン	所有直接 100	役員の兼任	経営管理 (注) 2 業務の受託 (注) 3 連結納税に伴う法人税の精算	3,149 783 51,384	未収入金	27,741
子会社	株式会社イトーヨーカ堂	所有直接 100	役員の兼任	業務の受託 (注) 3 連結納税個別帰属額の調整 (注) 4	1,169 6,052	未収入金	680
子会社	株式会社そごう・西武	所有直接 100	役員の兼任	連結納税個別帰属額の調整 (注) 4	5,175	—	—
子会社	株式会社セブン&アイ・ネットメディア	所有直接 100	—	業務の委託	5,519	未払金	1,454

- (注) 1. 関係会社預け金及び関係会社借入金の利率については、市場金利を勘案して合理的に決定された利率に基づき、取引を行っております。
2. 経営管理料については、当社グループの規定に基づき、各子会社の事業規模に応じた負担割合により決定しております。
3. 業務受託料については、当事者間の交渉により決定しております。
4. 連結納税に伴う法人税の受払については、協議の上決定しております。
5. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 1,609円10銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 121円29銭 |

- (注) 1. 当社は、役員報酬B I P信託及び株式付与E S O P信託を導入しており、当該信託が保有する当社株式を1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数の計算において控除する自己株式数に含めております。控除した当該自己株式の期末株式総数は1,469千株であります。
2. 当社は、役員報酬B I P信託及び株式付与E S O P信託を導入しており、当該信託が保有する当社株式を1株当たり当期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式数に含めております。控除した当該自己株式の期中平均株式数は1,522千株であります。

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

その他の注記

貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表に記載の金額等は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。